

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく 10月1日以降の対応について

緊急事態宣言解除後も感染対策を徹底！

基本的な感染対策の徹底 ～私たちの行動で社会は変わります～

- 手洗い、マスクの着用、密の回避などの徹底を！
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意を！
- 家庭での感染対策(別紙1参照)の徹底を！
- テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策(別紙2参照)の徹底を！

ワクチン接種後も基本的な感染対策の継続を！

外出について

- 不要不急の外出は、慎重に！
- 混雑している場所や時間を避けて！
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えて！

会食について

- 屋内・屋外にかかわらず、いつも一緒にいる人と！
- マスク会食など自身の対策とあわせて、認証店の利用を！ (別紙3・別紙4)



催物(イベント等)の開催制限 (10月31日まで) 詳細は別紙5のとおり

- 人数上限の目安
5,000人 または 収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方
かつ
- 収容率の目安
大声なし 100%以内 大声あり 50%以内(※)

※ 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※ 飲食店および集客施設等に実施していた営業時間の短縮要請等は、9月30日をもって解除します。

県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、順次開館 (感染防止対策を講じる上で、利用人数の上限設定や事前予約等、一部利用制限をお願いする場合があります。詳細は各施設のHP等をご覧ください。)	10/1～
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖解除	10/1～
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	緊急事態宣言解除後、ステージⅡに移行した段階で再開
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	
●	GoToEat	緊急事態宣言解除後、ステージⅡに移行した後、感染状況を見極め、認証店で再開 (※事業者には、早期の認証取得を要請)

緊急事態宣言終了に伴い解除される措置

- 飲食店等に対する休業等……………解除
- 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等
 - (1)商業施設等……………解除
 - (2)イベント関連施設……………解除
 - (3)その他の施設……………解除
- 公共交通機関への協力依頼……………解除

※ 措置は解除されますが、引き続き各施設・事業者において業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底をお願いします。

今後に備えた取組

- ① **療養者に対する中和抗体薬投与の体制整備**
 - ・ 宿泊療養者に対する投与体制の充実
 - ・ 自宅療養者に速やかに投与できる体制の整備
- ② **感染状況に応じた入院医療体制の整備**
 - ・ 現在の病床数(423床)を維持するよう医療機関と調整
 - ・ 感染拡大に対応した臨時の医療施設開設の検討
- ③ **宿泊療養施設の効率的な運用**
 - ・ 稼働率向上に向けた業務見直し
 - ・ 受け入れ可能数の増加に向け問診スペース増設・受入時間延長等の検討
- ④ **自宅療養者が安心して療養できる体制の強化**
 - ・ 見守り観察ステーションの持続可能な運営のための機能移転
 - ・ 医療機関との連携強化による受診体制の充実
- ⑤ **イベントベースサーベイランス事業の円滑な運用**
 - ・ 現場の気づきをもとに早期に検査を実施
 - ・ 高齢者施設や学校等における感染拡大を抑止
- ⑥ **ワクチン接種証明等の活用の検討**
 - ・ 「ワクチン・検査パッケージ」の国の技術実証に参加し、得られる知見や国の検証結果等を踏まえ、具体的な活用方法を検討
- ⑦ **飲食店の認証制度の更なる普及**
 - ・ 県全域でコロナ禍においても安心・安全な会食を行える環境づくり
 - ・ SNSやテレビCMによる利用者側の感染対策のPR強化を通じ、認証制度の一層の認知度向上

営業時間短縮要請等の問い合わせ先

- ・ 営業時間短縮等の要請内容に関すること
 - (9月30日まで)「滋賀県営業時間短縮要請コールセンター」
 - 開設時間:平日 9時~17時
 - 電話番号:077-528-1341
 - (10月1日以降)「滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター」
 - 開設時間:平日 9時~17時
 - 電話番号:077-528-1344
- ・ 営業時間短縮等の協力金の申請手続きに関すること
 - 「滋賀県時短協力金コールセンター」
 - 開設時間:平日 9時~17時
 - 電話番号:0570-666-323

家族を守るために

家庭で気を付けていただきたい

4つのポイント 

ポイント①

家庭に持ち込まない



- ✓ 会食する際には**感染予防**をし、**いつも一緒にいる人**と
- ✓ 会食する際は**認証店舗**で

ポイント②

家庭内で拡げない



普段接しない人とのマスクなしでの会話をした場合や、風邪などの症状がある場合は、

- ✓ 食事の**時間をずらす**
- ✓ 部屋を**分ける**
- ✓ 同室で過ごす場合は**マスクの着用**

ポイント③

車の中でも感染対策を



- ✓ **適度な換気**
(エアコンを外気導入にし、窓を開ける)
- ✓ **マスクを着用**

ポイント④

基本的な感染対策も十分に



- ✓ 帰宅時および**飲食前**には**手洗い**
- ✓ **咳エチケット**の実践
- ✓ **タオルの共有**をしない
- ✓ 部屋の定期的な**換気**
- ✓ こまめな**共有部分の消毒**

コロナに負けない健康づくりを

+1



- ✓ **栄養**や**休養**をしっかりとる
- ✓ **適度な運動**の実施
- ✓ **ストレス**をためない

職場内感染を防ぐ

4つのポイント

Point 1

出勤前後



- ✓ 体調に違和感がある場合は出勤を控える
- ✓ 会食する際は、いつも一緒にいる人と
- ✓ 会食する際は認証店舗で

Point 2

仕事中



- ✓ 体に不調を感じた時は早めに申告
- ✓ 職場内でも適宜、手洗い・消毒・換気
- ✓ 対面で会話をするときにはマスクの着用や仕切りの設置
- ✓ 車内でもマスクの着用と換気を

Point 3

休憩時



- ✓ 会話の際はマスク着用
- ✓ 休憩・更衣・食事の時間をずらす
- ✓ 休憩時や喫煙時など一息つく場面では特に注意

Point 4

新しい働き方の実践



- ✓ テレワーク勤務の活用
- ✓ ローテーション勤務の活用
- ✓ 時差出勤の活用
- ✓ 会議はオンラインで

感染を防ぎ楽しく**飲食**するために
気を付けていただきたい

3つのポイント

誰と

ポイント①



- ✓ 会食する際には**感染予防**をし、いつも一緒にいる人と

どこで

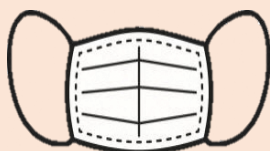
ポイント②



- ✓ 適切な換気や消毒など基本的な感染対策ができているお店で
- ✓ **座席やテーブルの配置は十分な距離**をおいて（密接な状況は特に注意を）
- ✓ 車内で飲食する際は**黙食と換気**を

どうやって

ポイント③



- ✓ **会話**の時は**マスク着用**
- ✓ 箸やコップを**使い回さない**
- ✓ **適度な酒量**で**大声**を出さず、静かに
- ✓ 体調が悪い場合は**参加しない**
- ✓ 少人数・短時間で
- ✓ 『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りを

飲食店に気を付けていただきたい

5つのポイント +1

ポイント①

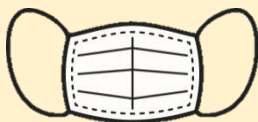
入店時に消毒を



- ✓ 入店時に**アルコール**による**手指消毒**の確認をしましょう
- ✓ 咳などの風邪症状がある場合には、入店を**お断りする旨の掲示**をしましょう

ポイント②

食事中以外はマスク着用を



- ✓ 食事中以外は、**必ずマスク**を着用するよう案内しましょう
- ✓ **従業員も必ずマスク**を着用しましょう
(フェイスシールドやマウスシールドだけでは不十分です。)

ポイント③

十分な距離の確保を



- 飛沫感染予防のため
- ✓ 全ての座席で**対面距離を1m以上確保**しましょう
 - ✓ **パーティション**などで区切りましょう

ポイント④

十分に換気を



- ✓ できるかぎり**常時換気**をしましょう
- ✓ できない場合は、30分に1回以上数分程度、**2方向の窓を全開**にしましょう

ポイント⑤

接客サービスは距離の確保を



- ✓ 接待する従業員も**1m以上間隔**を確保しましょう
- ✓ **お酌等はやめ**ましょう

飲食店認証制度の認証を



- ✓ 「**みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度**」の認証を受けましょう
- ✓ 「**もしサポ滋賀**」のQRコードの読み取りをお願いします

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく要請について

令和3年(2021年)9月28日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、10月1日以降について、下記のとおり協力の要請を行う。

記

1 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・ 会食はいつも一緒にいる人と自宅や認証店舗とする。
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、カラオケの利用を控える
- ・ テレワーク・時差出勤の推進

3 外出について

- ・ 不要不急の外出は、慎重にする
- ・ 混雑している場所や時間を避ける
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

4 イベント開催について(当面令和3年10月末まで)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

<基本的な考え方>

必要な感染防止策が担保される場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

時期	収容率の目安		人数上限の目安
当面令和3年10月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声はないもの ^(※1)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人)のいずれか 大きい方
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない 程度の間隔)〕	50%以内 ^(※2) 〔席がない場合は十分な間隔 (1m)〕	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱う。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

感染リスクが高まる

「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

